

第三者行為による被害届に必要な書類

交通事故や暴力行為等、第三者(自分以外の人)による行為でけがをし、その治療に保険証を使用する場合には、必ず届出をしてください。

自転車同士、自転車と歩行者の事故の場合も届出が必要です。

第三者行為による被害届		交通事故の場合は、交通事故証明書を参考に日時、場所などを記入してください。病院名の記入欄には接骨院(保険診療)なども記入してください。 保険の欄には、自動車損害賠償責任保険証明書や任意保険証書をもとに記入してください。
事故発生状況報告書		図や説明はできる限り詳細に記入してください。
念書		被害者の方が記入してください。
誓約書		加害者(第三者)の方が記入してください。 加害者側の損保会社が代行する場合は、省略できます。 (ご加入中の損保会社に相談してください。) <u>※第三者(相手側)が自賠・任意のいずれか1つでも無加入の場合には、本人からの誓約書が必要になります。</u>
交通事故の場合の添付書類	交通事故証明書(1部)	自動車安全運転センターが発行したもの。申し込み方法は別紙「交通事故証明書の入手方法」を参照してください。 交通事故証明書は原本の提出(提示)をお願いします。 コピーの場合は、必ず損保会社の「原本に相違ありません」の証明印を押してあるものを提出してください。
	人身事故証明書入手不能理由書	次の場合に提出してください。 ・警察に届け出ていないため交通事故証明書が発行されない。 ・交通事故証明書の右下の照合記録簿の種別が「 物件事故 」の場合 ・同乗者等で交通事故証明書に名前の記載がない。

※同乗されていて事故にあった場合は

加害者は、相手車の運転手と自車の運転手の二人となり、計**2部**の書類が必要になります。
(運転手の自損事故の場合は、運転手が加害者となり、書類は1部です。)

問合せ先

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号
尾道市 保険年金課 申請給付係
電話0848-38-9142